

奈良市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 18 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

経営企画課

監査結果公表日 令和 7 年 12 月 25 日（奈良市監査委員告示第 21 号）

措置結果通知日 令和 8 年 6 月 12 日

[監査の結果]	[措置の内容]
第 3 回ウォーターPPP 分科会等の出張において、復命書が作成されていなかった。 職員が出張した場合には、奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）第 35 条の規定に基づき、その内容や成果を記録する復命書を作成する必要がある。 公費が適切に支出されていることを証するため、また、記録を残し事後の説明責任を果たすため、同規則に基づき適切に復命書を作成されたい。	公費の適切な支出の証明、記録の保管のため、また、事後の説明責任を果たすため、令和 7 年 12 月 26 日に出張した会議について、奈良市企業局職員就業規則第 35 条の規定に基づき、適切に復命書を作成いたしました。 今後も継続して、職員が出張した際には、同規則に基づき適切に復命書を作成してまいります。

監査結果公表日 令和 5 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 20 号）

措置結果通知日 令和 8 年 6 月 15 日

[監査の結果]	[措置の内容]
コロナ禍における市民生活及び経済活動を支援するため、水道料金の基本料金 2 か月分を減免したことに対する国からの交付金を財源とする市からの負担金を給水収益で受けていた。 給水収益は、上水道の主たる営業活動により得られた営業収益のうち、水道料金収入を勘定する科目である。 市からの負担金は、たとえ水道料金の減免額	令和 8 年 2 月から 4 月までの 3 か月間、物価高騰に係る経済対策における水道基本料金の減免を実施しました。 これに伴う一般会計からの減免相当額の繰入れについて、適正な勘定科目の適用を図るため、営業外収益の他会計補助金として収入いたしました。

に対する補填であっても、通常の水道料金収入 ではないため、給水収益で受けることは適正な 経営成績等の把握を困難にするおそれがある。 適正な勘定科目で収入を受けられたい。	
---	--